

日田市農業振興ビジョン推進委員会設置要綱について(報告)

平成28年度に「日田市農業振興ビジョン」を策定後、本推進委員会を設置し、ビジョンの実現、推進に向けて毎年推進委員会を開催し、各種施策に反映させるべく取り組んでいるところでございます。本ビジョンが日田市の総合計画と時期を合わせるために、11年計画のビジョンとして策定をしております。令和3年度(来年度)が中間年として現在の情勢の変化などを踏まえて、農家などのご意見をいただきながらビジョンの見直しを行うこととしております。

来年度は、ビジョンの見直しを行うにあたり、幅広く委員の皆様からご意見をいただくため、現在の委員総数12名から、ビジョン策定時の委員会規模(18名)に合わせて、委員数を拡充することとしており、その任期を今年度また、改定年度に限り、1年以内(通常2年)とします。

日田市農業振興ビジョン推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 日田市農業振興ビジョン(以下「ビジョン」という。)の推進に向けて、農業者等との連携により、日田らしい足腰の強い農業と活気ある農村社会を実現するため、日田市農業振興ビジョン推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) ビジョンの策定又は見直しに関する事項
- (2) ビジョンに掲げる施策及び取組みの推進状況の検証に関する事項
- (3) その他ビジョンの推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 農業関係機関代表
- (2) 集落営農組織代表
- (3) 農業生産者代表
- (4) 農村女性代表
- (5) 大分県(西部振興局)代表
- (6) 日田市農業委員会及び日田市代表
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 ビジョンの策定又は見直しに伴う改定を行う場合は、策定又は見直し年度及びその前年度に限り委員の任期は、1年以内とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

ただし、委員の委嘱又は任命後最初に招集される会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて、委員会に関係者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 委員長は、第2条各号に掲げる所掌事務について、より専門的な事務を調査審議する必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、委員長が会議に諮って指名する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、農林振興部農業振興課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月19日より施行する。

この要綱は、令和2年10月1日より施行する。